○八峰町低入札価格調査取扱実施要領

|  |
| --- |
| (平成21年3月19日訓令第5号) |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| |  |  |  | | --- | --- | --- | | 改正 | 平成24年6月4日訓令第5号 | 平成24年9月11日訓令第13号 | | 平成25年6月1日訓令第10号 | 平成26年4月1日訓令第1号 | | 平成27年3月30日訓令第15号 | 平成28年3月30日訓令第12号 | | 平成30年2月13日訓令第8号 |  | |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この訓令は、八峰町低入札価格調査取扱要綱（平成21年八峰町告示第17号。以下「要綱」という。）に基づく調査基準価格の算定及び調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置について定めるものとする。

(調査基準価格の算定)

第2条　要綱第2条に規定する調査基準価格は、契約ごとに契約担当者が次に定める額によるものとし、予定価格算出の基礎とした設計書、仕様書等に基づき算定する。

(1)　予定価格算出の基礎となった次に掲げる額とする。

イ　直接工事費に10分の9.7を乗じて得た額

ロ　共通仮設費に10分の9を乗じて得た額

ハ　現場管理費に10分の8.5を乗じて得た額

ニ　一般管理費に10分の6.5を乗じて得た額

(2)　工事等の性格上前号の規定により難いものについては、（1）の算定方法にかかわらず適宜の割合とする。

(3)　現場管理費相当額とは、土木系工事にあっては現場管理費の額、建築系工事にあっては現場経費の額をいう。

(4)　直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び現場経費の用語の定義については、原則として、土木系工事にあっては秋田県土木工事標準積算基準書、建築系工事にあっては秋田県営繕工事積算基準の例による。

2　要綱第2条に規定する調査基準価格を定めた場合は、予定価格調書（様式第1号）を作成するものとする。

(調査基準価格を下回る価格による入札があった場合の措置)

第3条　入札執行者は、最低入札価格が調査基準価格を下回る価格であった場合には、当該入札に参加したすべての入札者に対して落札決定を保留する旨を告知し入札を終了する。

2　要綱第3条第2項に規定する失格判断基準調査を実施する工事において、入札執行者は、前項により入札を終了したときは、直ちに各入札者の入札価格及び各入札者から入札時に提出された見積内訳明細書に基づき、最低価格入札者による入札が別表に掲げる失格判断基準に該当するか否かを調査するものとする。

3　前項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当するものと判断された場合にあっては、要綱第3条第2項に規定する詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

4　第2項の調査において最低価格入札者の入札が失格判断基準に該当しないものと判断された場合にあっては、入札価格が設計上の直接工事費の額、共通仮設費の額及び現場管理費の5分の2を乗じて得た額の合計額以上であるとき又は入札比較価格に10分の8を乗じて得た額以上であるものについては、詳細調査を行わずに低入札価格調査を終了するものとする。

5　前2項の規定に該当しない場合又は失格判断基準調査を実施しない場合においては、入札執行者は最低入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるか否かについて具体的に判断するため、次に掲げる事項について、詳細調査を行うものとする。

(1)　当該価格で入札した理由

(2)　工事費内訳書

設計図書で定めている仕様及び数量となっていること、資材単価及び労務単価が適切に設定されていること、安全対策が十分であること等。

(3)　手持工事の状況

技術者が適正に配置されることが見込まれること。

(4)　手持資材の状況及び資材購入の予定

必要な資材が確保されることが見込まれること。

(5)　手持機械の状況及び機械リース等の予定

必要な機械が確保されることが見込まれること。

(6)　労務者の供給見通し

労務者の確保計画及び配置予定が適切であること。

(7)　下請負の予定者及び金額

下請価格が適正であり、しわ寄せが生じるおそれがないこと。

(8)　建設副産物の搬出予定

建設副産物の搬出計画が適切であること。

(9)　予定工程表

適切な施工が見込まれる工程となっていること。

(10)　過去に施工した公共工事の状況

過去の公共工事が適切に施工されていること、特に低入札価格調査を経て契約した工事がある場合、適切に施工されていること。

(11)　経営状況

経営状況に問題がないこと。

(12)　信用状態

建設業法違反、賃金の不払、下請代金の支払遅延等がないこと。

(13)　その他特に必要と認められる事項

6　入札執行者は、第4項の規定にかかわらず必要であると認めた場合には、前項に掲げる事項の全部又は一部について調査を行うことができるものとする。

7　入札執行者は、必要に応じて専門技術職員等の補助を依頼することができるものとする。

8　入札執行者は、詳細調査を行う場合には、調査対象者に対して資料提出依頼書（様式第2号）により資料提出を求めるものとする。

9　入札執行者は、調査の結果及び意見を記載した「低入札価格調査表」（様式第3号）を作成するものとする。

(調査結果の報告)

第4条　要綱第4条の規定による調査結果の報告は、低入札価格調査表その他必要な資料を添えて、委員会に対して行うものとする。

(関係者への通知等)

第5条　入札執行者は、第3条第2項に規定する調査を実施した結果、落札者を決定した場合は様式第6号により入札参加者全員に通知するものとする。

2　入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、最低価格入札者の入札価格によってその者により契約の内容に適合した履行がなされると認められたときは、様式第4号により最低価格入札者に対して落札者として決定した旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対してその旨を通知するものとする。

3　入札執行者は、第3条第5項又は第6項に規定する調査を実施した結果、次順位者を落札者として決定したときは、様式第5号により最低価格入札者に対して落札者としないこととした旨を通知するとともに、様式第6号により他の入札者全員に対して次順位者が落札者になった旨を通知するものとする。

(失格判断基準調査を実施しない工事)

第6条　要綱第10条に規定する失格判断基準調査を実施することが適当でないと認められる工事は、原則として総合評価落札方式を適用する工事のうち性能等に関する技術提案を求めるもの（秋田県総合評価落札方式運用ガイドラインにおける標準型総合評価落札方式を適用する工事）とする。

附　則

この訓令は、平成21年 4月 1日から施行する

附　則(平成24年6月4日訓令第5号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成24年9月11日訓令第13号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、平成24年10月1日から施行する。

附　則(平成25年6月1日訓令第10号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成26年4月1日訓令第1号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、公布の日から施行する。

附　則(平成27年3月30日訓令第15号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附　則(平成28年3月30日訓令第12号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附　則(平成30年2月13日訓令第8号)

|  |  |
| --- | --- |
| |  | | --- | |  | |

この訓令は、平成30年2月13日から施行する。

別表第1(第3条関係)

|  |  |
| --- | --- |
| 失格判断基準 | |
|  | 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次に該当すること。入札価格が、入札価格の低い順から5者（入札参加者が5者未満である場合は入札参加者全員）の平均価格に10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること。ただし調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあっては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した金額が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格に相当する額とするものとする。 |

|  |
| --- |
| 失格判断基準（失格判断基準価格） |
| 調査基準価格を下回る入札価格で入札した場合であって、次のいずれかに該当すること。 |
| （１）　入札価格が、入札価格の低い順から5者（入札参加者が5者未満である場合は入札参加者全員）の平均入札価格に10分の9.5を乗じて得た額を下回っていること。ただし、調査基準価格を下回る価格で入札した者があった場合にあっては、当該入札価格を調査基準価格に置き換えて算定するとともに、算定した額が調査基準価格を上回る場合にあっては、調査基準価格に相当する額とするものとする。 |
| （２）　見積内訳明細書（再度の入札にあっては１回目の入札時に提出された見積内訳明細書。以下同じ。）上の純工事費（直接工事費と共通仮設費の合計額。以下同じ。）に相当する額が、設計上の純工事費相当する額に10分の8を乗じて得た額を下回っていること。なお、入札時に提出された見積内訳明細書上の工事価格と入札価格が一致しないとき（（３）に該当する場合を除く。）は、両者の比率により見積内訳明細書上の純工事費を補正した金額を見積内訳明細書上の純工事とみなすものとする。 |
| （３）提出された見積内訳明細書の記載の不備により、当該入札における見積内訳明細書上の純工事費に相当する額を算出することができないこと。 |

様式第1号(第2条関係)

[別紙参照]

様式第2号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第3号(第3条関係)

[別紙参照]

様式第4号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第5号(第5条関係)

[別紙参照]

様式第6号(第5条関係)

[別紙参照]